別紙１

クロマグロ受精卵の指定ふ化試験について

配布したクロマグロ受精卵の配布数量の確定の参考とすること及びふ化に及ぼす輸送の影響を調査することを目的として、ふ化試験を実施します。本試験では、輸送前（水産技術研究所）及び輸送後（受け取り者）の受精卵を同じ条件でふ化管理してふ化率を算出、比較する必要があるため、受け取り者は以下に示す方法で「指定ふ化試験」を実施してください。ただし、器具・機材がない等により実施が困難な場合は、任意の方法でふ化試験を行い、用いた方法及び結果をクロマグロ受精卵輸送・ふ化状況報告書（要領別紙様式１）の備考欄に記載してください。

【指定ふ化試験の方法】

1. ６ウェルプレートの３つのウェル（穴）に抗生物質（ペニシリン50,000 U/L、ストレプトマイシン50 mg/L）を含む紫外線殺菌海水を約5 mLずつ入れてください。

※６ウェルプレート及び抗生物質を含む紫外線殺菌海水は機構より支給します。

※5 mlを正確に入れられない場合は、ウェルの半分を目安に入れてください。

1. １つのウェルにつき、浮上卵を約３０粒ずつ入れてください。
2. 蓋をして、２４℃の条件（恒温槽あるいは空調の効いた部屋）で静置してください。明るさの条件は問いません。
3. ふ化完了後（産卵時刻から４０時間以上経過後）、未ふ化卵数、死亡あるいは形態異常のふ化仔魚数及び正常なふ化仔魚数を計数し、結果をクロマグロ受精卵輸送・ふ化状況報告書の「⑩指定ふ化試験結果」の欄に記入してください。

※形態異常個体と正常個体の見分け方は、以下の写真を参考にしてください。

